



要求水準書 新旧対照表

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	旧	新
1	71	第6	3	(3)	イ					下処理	イ. 食品洗浄用シンクの水を入れ替える際には、必要に応じて消毒を行うこと。	—
2	77	第6	6	(1)	エ					給食配送・回収業務	エ. 配送車の誘導やコンテナの搬入搬出時の安全確保のため、補助員を配置して配送員2名以上の体制とすること。	エ. 配送車の誘導やコンテナの搬入搬出時の安全確保のため、配送員2名以上の体制とすること。



様式集(資格審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	項目等	旧	新
1	○		1	資格審査に関する書類	(19)納税証明書(市税:法人市民税、法人事業税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由)	(19)納税証明書(市税:法人市民税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由)

様式集(提案審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	旧	新
1	○		1	(2)		提出部数等	・「提案書(1.～7.)」と「提案書(9.～10.)」を、それぞれA4判縦長(A3判指定の様式は横折込)左綴じとし、正本1部、副本9部、合計10部を提出すること。それぞれのファイルの表紙に事業名、書類名、応募グループ名及び通し番号(正本分には1/10、副本分には2/10～10/10)を記載すること。また、各項目にインデックスを付けること。提案書の最後に、基礎審査項目チェックシート(M-1)を添付すること。ただし、副本分(様式A-1～A-5は除く)については、表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出後に与える受付番号を表記すること。	・「提案書(1.～7.)」と「提案書(9.～10.)」を、それぞれA4判縦長(A3判指定の様式は横折込)左綴じとし、正本1部、副本9部、合計10部を提出すること。それぞれのファイルの表紙に事業名、書類名、応募グループ名及び通し番号(正本分には1/10、副本分には2/10～10/10)を記載すること。また、各項目にインデックスを付けること。正本分の最後に、基礎審査項目チェックシート(M-1)を添付すること。なお、副本分(様式A-1～A-5は除く)については、表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出後に与える受付番号を表記すること。
2	○		1	(2)		提出部数等	<提案審査に関する書類の構成 3/3> 8. 計画図面等提案書類 動線計画図 枚数制限 1	<提案審査に関する書類の構成 3/3> 8. 計画図面等提案書類 動線計画図 枚数制限 2
3	○		1	(2)		提出部数等	<提案審査に関する書類の構成 3/3> 8. 計画図面等提案書類 厨房設備配置図 枚数制限 1	<提案審査に関する書類の構成 3/3> 8. 計画図面等提案書類 厨房設備配置図 枚数制限 2
4	○		1	(2)		提出部数等	<提案審査に関する書類の構成 3/3> 8. 計画図面等提案書類 什器・備品等リスト	<提案審査に関する書類の構成 3/3> 8. 計画図面等提案書類 食缶・調理備品等及び什器・備品等リスト
5		A-4 (別表)				別表① 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の内訳	4税抜計(=1+3) 5税込計(=1+2+3)	4税抜合計(=1+3) 5税込合計(=1+2+3)
6		A-4 (別表)				別表① 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の内訳	支払時期(請求年月) 一時支払金 令和7年10月	支払時期(請求年月) 一時支払金 令和7年9月 令和7年10月

様式集(提案審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	旧	新
7		A-4 (別表)				別表① 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の内訳	備考1 令和7年度中に支払いを予定している一時支払金については、令和7年10月に支払われるものとして金額を記載。	—
8		A-4 (別表)				別表③ 運営費の内訳	5小計(固定1+変動3) 6小計(固定1+2)+(変動3+4)	5税抜合計(固定1+変動3) 6税込合計(固定1+2)+(変動3+4)
9		I-17				食缶・調理備品等及び什器・備品等リスト	—	様式の上段に食缶・調理備品等の表を新たに追加



事業契約書(案) 新旧対照表

No	契約書	契約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	旧	新
1		○	28	8		65	4	(2)	イ	事業者の債務不履行等による契約終了	この場合において、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとし、市は、本契約の解除までに事業者が実施した南部学校給食センター等の維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第57条第2項に定められた方法により支払う。	この場合において、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとし、市は、本契約の解除までに事業者が実施した南部学校給食センター等の維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を支払う。
2		○	30	8		66	2			談合その他の不正行為等に係る市の解除権	事業者は、本契約に関して前項各号のいずれかに該当する場合は、市が本契約を解除するか否かを問わず、かつ、市が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額(消費税等相当額を含む。また、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。本条において同じ。)の10分の1に相当する金額の違約金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、事業者は、契約金額の100分の15に相当する金額を違約金として支払わなければならない。	事業者は、本契約に関して前項各号のいずれかに該当する場合は、市が本契約を解除するか否かを問わず、かつ、市が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額(消費税等相当額を含む。また、金額の変更があった場合には、変更後の金額とする。本条において同じ。)の10分の1に相当する金額の違約金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、事業者は、当該金額の100分の15に相当する金額を違約金として支払わなければならない。



事業契約書(案)別紙 新旧対照表

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	1	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について	なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合の、事業者が発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は、市の負担とする。	なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の変更があった場合に事業者と金融機関等の間で事務手数料等が発生する場合には、事業者の負担とする。
2	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	市は、維持管理及び運営業務のサービスの対価について、事業者からの請求手続を経て、第1回(令和7年7月～9月分)を令和7年10月末日までに、第2回(令和7年10月～12月分)を令和8年1月末日までに、第3回(令和8年1月～3月分)を令和8年4月末日までに、第4回(令和8年4月～6月分)を令和8年7月末日までに、以降、令和22年7月まで年4回支払うこととする。	市は、維持管理及び運営業務のサービスの対価について、事業者からの請求手続を経て、第1回(令和7年7月～9月分)を令和7年10月末日までに、第2回(令和7年10月～12月分)を令和8年1月末日までに、第3回(令和8年1月～3月分)を令和8年4月末日までに、第4回(令和8年4月～6月分)を令和8年7月末日までに、以降、令和22年10月まで年4回支払うこととする。
3	4	47						表3	4 税抜計(=1+3) 5 税込計(=1+2+3)	4 税抜合計(=1+3) 5 税込合計(=1+2+3)
4	4	48						表3	4 税抜計(=1+3) 5 税込計(=1+2+3)	4 税抜合計(=1+3) 5 税込合計(=1+2+3)
5	4	53						表4の2	5小計(固定1+変動3) 6小計(固定1+2)+(変動3+4)	5税抜合計(固定1+変動3) 6税込合計(固定1+2)+(変動3+4)
6	4	54						表4の2	5小計(固定1+変動3) 6小計(固定1+2)+(変動3+4)	5税抜合計(固定1+変動3) 6税込合計(固定1+2)+(変動3+4)